

秩父市農業委員会 令和7年 第6回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

(1) 開会日時 令和7年6月23日(月)午後2時00分

(2) 閉会日時 令和7年6月23日(月)午後4時10分

(3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

(1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

(2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	欠席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席	●		関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席	●	第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議
- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)
- 議案第31号 農用地利用集積等促進計画の意見について (4件)
- 議案第32号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)
- 議案第33号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について
- 日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	浅 賀 照 夫		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	笠 原 信 之		主 事	高 野 友 陽	
次 長	山 中 恭 夫				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

4番 黒田 昭雄 委員 及び 5番 長谷川 玲 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

番号1番、買受適格証明による農地法第3条の規定による指令許可書の交付について説明します。詳細は記載のとおりでございます。まず番号1番の買受適格証明願いにつきましては、令和7年●月●●日の第●回定例総会で、また、2番につきましては、令和●年●月●●日の第●回定例総会においてご承認いただきました案件でございます。それぞれ、所有権移転の手続きに必要な許可指令書につきまして、会長の専決事項として交付いたしましたので、秩父市農業委員会会長専決規定第3条に基づき、総会において報告するものでございます。

番号2番、農業用施設の設置でございます。詳細は記載のとおりでございます。

届出者は、●●地内で●●●●●●、●●●●●●、●●等の栽培を行っており、市道の交通量が激しく危険なため新たな出入り口及び農機具置場を自宅の進入路の脇に設置したいため、届出が提出されたものでございます。

番号3番、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてでございます。

詳細は別紙のとおりでございます。

この証明は、租税特別措置法 第70条の4第1項、第6項の規定（いわゆる納税猶予）の適用を受ける農地につきまして、農業経営を引き続き行っていることの証明となります。それぞれ、現地調査を実施し証明したものでございます。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和7年第6回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）

議案第31号 農用地利用集積等促進計画の意見について （4件）

議案第32号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について （1件）

議案第33号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表（案）について

以上でございます。 よろしくお願ひいたします。

日程第7 議案審議

議案第28号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議長（横田 友会長） 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明します。

本案件につきましては、申請地を購入して新規就農で、夫婦で農地を耕作をする計画でございます。新規取得の農地は自宅に隣接しており、利便性の良い農地であります。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字●● 畑 ●●㎡で、●●●●●●●●●●の東南 ●●●m付近に位置しています。

譲受人は農業経験は36年と長く、実家での農業経験や現住居に移転後は、近隣の農地で耕作経験を積んでとのこと。今回、自己所有地で農業を始める計画で、●●、●●●●●●、●●●●●●を栽培する予定です。

現地を確認しましたところ、管理されて入れている耕作農地でした。以上でございます。

事務局（小川主幹） 私からは、番号2 について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、秩父市●●字●●● 畑2筆 計●●●●㎡、申請地は●●●●●●●●の東側 約●●●m離れた場所に所在する土地です。

平成●年に登記名義人が亡くなっており、相続人●人の共有となっておりますので、譲渡人は相続人●人の連名での申請となっております。譲受人は申請地を賃借して耕作したいと申請されました。

申請地は、2段になっておりますが、県道側に●●●●●●を建てて、奥の農地は、●●●●●●、●●等野菜の作付けを計画しております。

新規就農となりますが、●●●の摘み取り体験等の観光農園を目指しており、●●にある●●●農園の方の指導を仰ぎつつ、規模を拡大して、今後は●●●組合にも参加していきたいとのことでした。現地確認したところ、保全管理されておりました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。先だってこの農地を見せていただきました。以前手前のところにアパートを建築するということの残りの農地のところで、ごく狭い農地に現在野菜等が作付けされております。ちょっと狭いですが農地をちゃんとやってるんだということで確認をさせていただきました。なんの問題も無いかなと思います。以上です。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

1区 松澤 眞一委員 1区の推進員、松澤です。先日事務局の方と現地を確認させていただきました。草は多少ありますが、もう作付けも行われておりました。何ら問題もなく自宅脇ということではないかなと思います。皆様のご意見を伺いたいと思います。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。28号2番につきまして意見を申し上げます。第3条の譲渡人の●●が死亡し、●人の相続という形でございますがこの●人が農業意欲がないということで、貸借という形になるわけですが、先ほど事務局の説明の通りでございまして、2段になってまして、先日現地を確認させていただきましたが、下の段に●●●●●●を建設し、水耕栽培で●●●●●●を、上は野菜を栽培し、後に●●●●●●の状況がうまくいけば、そちらにも拡大したいというふうな考えを持っているようでございます。非常にあの新規就農ということで、突然、●●●●●●を築くと非常にまあ大変なことだと思いますけれども、応援したいというふうに考えておりますので、皆様方のご審議をお願い申し上げます。以上です。

3区 小久保 健司委員 3区の小久保です。先日、事務局、また横田会長、新田さん、代理人と私の5人で現地を確認いたしました。現地に行ってみると、この地域は農振地域外の土地で、いわゆる山を背にして、野生動物等がかなり入ってくるような土地なんですけど、遊休農地解消という一貫からこういうところを利用して、平なところですから、新規就農してもらえばありがたいと思っています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

3区 小久保 健司委員 3区の小久保です。農地法第3条というのは、推進員、私なんかは担当する唯一の案件だと思っているんですけど、この3条案件、特に新規就農、あと、規模拡大してもらった土地について、私が担当したところでは、耕作計画は出てるんですけど、実施した形跡のないところは多数あり、あるから、今後、この耕作計画書は今回出てると思うんですけど、実施計画報告書も、次年度あたりに提出してもらった方がいいんじゃないかなという考えを私自身にはあるんですけど、その辺を考えてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょう。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。

黒澤事務局長 今後農地パトロールが実施されるわけですが、その際の現地確認等はどうでしょうか。

3区 小久保 健司委員 農地パトロールは結局やるんですけど、その時報告しても、結局、この計画書通りにやってないところありますよね。それだったら、農地パトロールする以前に、実施報告書、次年度でもいいですから、出してもらえば一番わかりがいいんじゃないかな。これ放棄されたままではどうにもならないですよ。それでよく3年放棄されちゃったらもうどうにもならないです。木は生えるし。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。昨年度から皆様からいただいたご意見で、3条出していたいたが、耕作実態が無いというところが、多少見受けられる。前年度もできれば3条の案件のその後の経過報告を確認した方がいいのではないかなというご意見をいただいたと記憶しております。農地パトロールの中で全部見てるわけですから、3条を出していただいて、耕作していないところはそれはわかるが、今事務局でリストアップして、皆様に情報共有したり、相手方にお話を聞くところまで手が回っていない状況でありますので、今後、進め方については、ご相談させていただきながら進めたいと考えております。また相手方に実施報告書を求めるか否かですが、

基本的に3条の農地法で定められた手続きには無い書類について、強制はできかねるということだと思います。農業委員会として相手方に求めるか否かも含めて、今後協議する必要があるかと思いますが、現状では、相手方に提出を求める事はなかなか難しいと思います。以上です。

3区 小久保 健司委員 ということは、計画書が出れば、あとはいいっていう事ですか

事務局（川上主任） 先程の農地パトロール等で確認して、明らかに実施計画通りに進んでおらず、全く手がついていないということであれば、相手方にどのような意向なのか、農地法では農地として管理してもらわなければならない事、3条手続きにおいても耕作する前提で取得していただいておりますので、個別にお話していく事もあるかと思いますが。

3区 小久保 健司委員 一応この3条案件で、これ農業委員会で、あくまでも書類上で信頼して、私達は可決否決をするわけですね。それで信頼を失うことが、かなりあるんですけど、そういうことはどうしたらいいんですか。

事務局（川上主任） 実際3条申請の中で性善説ではありませんが、相手方から計画が示されれば、基本的にはそれを信じるしかないかと思いますが、おっしゃる通り実態として、実際に何かしらの理由で耕作出来てないというところは一定数あるかと思いますが。今、農地パトロールの結果がようやくまとまりつつあるので、それを整理して、相手方にお話していくのか、どのように進めていくかを、一度事務局で整理させていただいた後に、農業委員会としてどうしていくか等を相談させていただければと思います。今の現時点で確定的にどうするかっていうのは。

5区 高田忠一委員 関連して。今小久保さんが言ったのだし、事務局の方は、1個1個見るのは大変だ、当たり前ですよ。だから、この部分については、1年後、許可したので実際に耕作しているかどうか、写真添付の上、提出願います。ご協力ください。法律とかじゃなくて、農業委員会として、報告りたいんだ。ご協力くださいっていう文章をつけておけば、それでやってみたってのもあるけど、実際やってない部分については、多少なりとも申請出したのは、効力があるんだろう。その辺について考えれば、事務局の負担にならない。ここに来るんだから。写真でもいいし、メールで送ってもらってもかまわないし。そうすればなんつうことはない。

このご時世だから簡単なことだと思う。まあ、写真撮れねえってれてのは、そのままやってるんでしょね。そんなことでチェック項目の一つにはできるんじゃないかと思いますが、事務局ご検討ください。はい、以上です。

事務局（川上主任） ありがとうございます。もしかしたら他の農業委員会等でも同様な動きがあるかもしれないのでそのあたり、調べながら調整させていただければと思います。以上です。ありがとうございます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。今後検討させていただきます。他にご意見はございますか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。1番、2番、譲受人のとりあえず年齢、お伺いしたいと思います。

事務局（浅賀参与） 1番についてお答えさせていただきたいと思います。年齢は●●歳代定年後というような年齢です。以上でございます。

7番 豊田 恵男委員 それで農業経験36年という説明がありましたけれども、●●平米で始めるという話もあるんですが、その36年の農業経験のところ、どこでやってたんでしょうか。

事務局（浅賀参与） ご説明した中にもあったと思うんですけども、実家で若い時にやっていた。ここに転居した後はその近くの農地に、この場所も含めてなんですけども、借りて耕作をしていた。今回、自分の土地でしたいということでこの土地を購入という形になったというふうに聞いております。以上でございます。

7番 豊田 恵男委員 ありがとうございます。2番の年齢を教えてください。

事務局（小川主幹） 今●●代です。

7番 豊田 恵男委員 じゃあどっか勤めているんですか。

事務局（小川主幹） 特に会社員とかそういうのではないんですけども、●●の農園の方の手伝いをしたりとか、他の仕事をしているそうです。

7番 豊田 恵男委員 じゃあ●●さんのところで手伝ってるということで

事務局（小川主幹）　そうですね、そこで指導を仰いでいるということです。

7番 豊田 恵男委員　この●●●●●㎡ってありますので、今後●●●●●の購入とか、相当面積が広いんで、農業機械がないとちょっときつिकाななって感じたんですが。

事務局（小川主幹）　今●●●●●は保有しております。あと●●●●●も保有しております。農作業経験として一応5年あるということです。

7番 豊田 恵男委員　ありがとうございました。

議長（横田 友会長）　よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。

10番 芦田 希美委員　10番芦田です。2番についてちょっとご質問があるんですけども、●●●●●狩りの体験をさせるという話だったんですが、駐車場等はこの近辺にあるのでしょうか。

事務局（小川主幹）　駐車場はですね歩いて行けるところに雑種地がありまして、そこに置いてもらう予定です。

10番 芦田 希美委員　ありがとうございます。

議長（横田 友会長）　よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長）　質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長）　全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第29号上程　農地法第4条の規定による許可申請について　（4件）

議長（横田 友会長）　議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任）　私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●畑2筆●●●㎡で令和●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から西に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、長屋住宅です。申請事由について説明します。申請人は、高齢のため申請地を農地として維持管理していくことが難しく、長期安定収入のため、商業施設や小学校が周辺にあり利便性が高く需要が見込まれることから、アパート1棟8世帯の賃貸経営を計画いたしました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。また、隣接農地の耕作者からの転用計画に対する承諾書が添付されています。

なお、一体利用地として現在は他の人が所有している隣接農地も含めて計画しています。この隣接農地は、議案第30号1番、農地法第5条の申請地でアパートの駐車場として一体利用する計画です。詳細は後ほど説明いたします。現地確認したところ、耕作状態でした。

事務局（小川主幹）　番号2番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●字●●畑1筆●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の西側約●●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。今回の申請地に住宅を新築する計画で、隣接する宅地とあわせてちょうど●●●●●㎡となりますので、農家住宅の面積基準には収まっております。

申請地は、駐車場として利用されていたため、始末書が添付されております。なお、一体利用する宅地部分には、申請人の現住居と農業用の倉庫がございますが、現住居につきましては、後日取り壊して、その跡地を駐車場とする計画になっております。

黒澤事務局長 私からは番号3について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●●畑1筆 ●●●●㎡ で平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は ●●●●●●から南西に●●●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、●●●●●●●●●●内にある農地として第1種農地と判断しました。転用の目的は、農業用倉庫です。

申請事由について説明します。過去に申請者の父が農地法の許可を得ず、昭和●●年頃から養蚕業をする為、耕作地に近いこの土地に、農機具、農業用資材の倉庫として建築し、宅地の一部を農業用倉庫の進入路として利用していました。

農地パトロールにより違反転用があることが発覚し、今後も同様に使用したいため、始末書添付のうえ申請したものです。

●●●●●●内の第1種農地の農地転用は原則不許可となりますが、今回の申請目的が、例外規定、農地法施行規則第29条の1となります農業用施設に該当すると判断しました。

現在も利用しているため、資金計画はありません。現地確認したところ、農機具、農業用資材の倉庫として利用されていました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見を申し上げます。概要については事務局説明の通りです。この案内図で言いますと、先ほど事務局が言った通りであります。ただ気になる点は周りが耕作している農地がありますが、周りからは承諾書を得たという事ですので問題がないと、また3種農地ということですので、やむを得ないんじゃないかという判断いたしました。皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

9番 新田 恭一委員 はい、9番です。29号2番について、意見を申し上げます。事務局の説明の通りでございます。住宅と新築する予定の土地についてですが、一部昭和54年から現在の居住地に入る進入路として、使っているということで、何て言うんですかね、始末書も添付されております。これはずっと航空写真で言いますとですね、非常にあの、いくつも農家住宅ということでございますので、物置とか、農機具小屋とかなので、現在住んでいる地番ですが、それを取り壊して新しく建てるというふうなことで非常に配列という、非常に厳しい配列かなあというふうな気もいたしましたけれども、申請地にですね住宅を建設するというところでございます。

これからうまく何ですかね農機具小屋とか使っていくんじゃないかというふうに思いましたので、皆さんのよろしくご審議願いたいと思います。

7番 豊田 恵男委員 7豊田です。議案29号の3番について説明いたします。ただいま事務局長が話した通りでございます。私も農業委員をやりまして30年以上になるんですけども、もうちょっと前の農地パトロールで地図で農地をパトロールしたときに、違反農地の青マークとした農地でしたので、申請人に会ったときに、今後、倅さん、孫さん等あるんだったらば、ちゃんと農地転用をしておいた方がいいんじゃないかということをお話したことがあります。ただ本人に言わせますと、現に宅地課税になっている。宅地課税を払っているの、もう宅地になっていると勘違いしたということでした。農地パトロールをしていると、そういう家が結構あるのを感じてます。それとこの件は、追認昭和●●年、この頃は秩父市は養蚕が盛んで蚕をゲイコ、ゲイコと言って、農家が競って養蚕に精を出した時期だと思います。養連の幹旋の養蚕ハウス、ただいまと玄関をあけて蚕がいるんじゃない、子供たちのためにも養連幹旋の養蚕ハウスを建てて養蚕をやっていた、そういう鉄骨ハウスだと思ってます。今になっては養蚕が衰退してますので、今秩父では2件しかやってないんですけども、その鉄骨を壊すのも勿体ないので、農業施設のトラクターや耕運機、その他機械をそこへ入れておいた、そういう家も多分多くあると思います。そのような状況ですので、この案件に関して、皆さんに審議していただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

3区 田口 徳行委員 3区田口です。お尋ねします。勉強不足なんですけども、2番の農家住宅の敷地拡張についての中で、事務局の方が、農家住宅で1,000㎡と言われました。その辺ちょっと

詳しくというか、教えていただきたい。

事務局（小川主幹） 基準が関わりまして、一般住宅の場合は500㎡、農家の方の農家住宅の場合は、農機具の倉庫とか、そういう物も置くので、1,000㎡までということに、埼玉県ではなっております。

3区 田口 徳行委員 はい、ありがとうございました。

5区 高田忠一委員 次の人も絡むんだけど、1番、長屋住宅の申請者、それから下に30号あって、そこに今度は駐車場っていうふうになってるけど、上の人だと思ったら名前が全く違う人で、この長屋住宅の駐車場だった。11台。これ、この人の関係って何なんだ。誰が経営、上は自分で作るんだからその人が経営する。下は、駐車場としてこの譲受人の人が駐車場料金を取るのか、関係がどうなってるんだろうな、もう少し気になる内容なんですけど、もしわかったら教えてください。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。4条と5条で事業者、譲受人の名前が違うという事ですが、両名はご親族であり、アパートの経営経営を予定しています。そのアパート建築にあたって、対象土地の購入費に係る資金の負担を分担し、土地所有者が敷地内で分かれる関係で農地転用の申請者がそれぞれ分かれています。実際は今回わかりやすいように5条について、アパートの駐車場と書いてありますが、実際は4条及び5条まとめて一つのアパートの計画ということです。以上です。

5区 高田忠一委員 結局親族という事ですね。名前がまるっきり違うけど。

事務局（川上主任） はい、4条の申請者は、5条の申請者の●●●です。

5区 高田忠一委員 ありがとうございます。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第30号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）

議長（横田 友会長） 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明します。議案書の3ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑1筆 ●●●㎡ で令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●から西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、長屋住宅の駐車場です。

申請事由を説明します。申請地は、商業施設や小学校が周辺にあり利便性が高く需要が見込まれることから、譲受人が売買により取得し、アパートの駐車場を計画したものです。建物部分は、先の4条申請の議案第29号1番で説明したとおりでございます。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。また、隣接農地の耕作者からの転用計画に対する承諾書が添付されています。現地を確認したところ耕作の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1 筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から南東に●●●メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。申請事由について説明します。譲受人は現在、●と●●とアパートに居住していますが、手狭になったため、住環境の良い申請地へ自己用住宅を建築したいとして申請されました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。また、隣接土地に農地はありません。現地を確認したところ耕作の状態でした。

なお、譲渡人は申請地に農地法の許可を得ず昭和47年頃に共同住宅を建築し、宅地として利用しておりました。そのため本申請に際し、譲渡人から始末書が添付されております。計画では自己用住宅の建築に当たり、既存の共同住宅は撤去する予定です。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1 筆 ●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から南東に●●●メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。本計画では、宅地 1 筆 ●●●●●㎡を一体利用し、申請地と合算した面積は●●●●●㎡となっております。

申請事由について説明します。譲受人は現在、アパートに居住していますが、手狭になったため、住環境の良い申請地へ自己用住宅を建築し宅地として利用したいとして申請しました。当初、譲渡人及び譲受人は申請地を宅地と誤認しており、農地法の手続きを行わず、今年の●月から申請地に住宅を建築しておりました。しかし、資金の関係で土地を調査したところ、申請地が農地であることが発覚し、この度、始末書添付の上で申請に至りました。

権利の種類は使用貸借権で資金調達計画も整っております。また、隣接土地に農地はありません。現地を確認したところ、住宅を建築途中の違反状態でした。

なお、本申請に際し、農地転用許可が下りるまでは建築工事を進めないように申請者へ説明しており、工事も保留状態となっております。

次に番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● 畑 ●筆 ●●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から北東●●●mに位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲地です。

申請事由について説明します。譲受人は不動産業を営んでおり、交通の便もよく、学校やスーパーからほど近く住宅地として適しているとして申請地を買受け宅地分譲地3区画を造成し販売したい

として申請されました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。また、隣接に農地はありません。

現地を確認したところ、不耕作状態でした。

事務局（浅賀参与） 議案書4ページをご覧ください。私からは、5～7の3件についてについて説明いたします。

はじめに、5についてご説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字●● ●●番地● ●●㎡、●●●から東側●●m位に位置しており、自己用駐車場を計画している土地です。立地の基準につきましては、用途区域内であるため、3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用駐車場の確保です。

申請事由ですが、自己用住宅の敷地では駐車スペースの確保が難しいことから、新たに隣接地に自己車両の駐車場を確保するために、譲渡人と土地譲渡について合意となったことから申請を行うものです。資金計画は整っており、隣接地には耕作している農地はありませんでした。

現地を確認したところ、不耕作農地でした。

次に、6についてご説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●字●● ●●●番● ●●●㎡で、●●●●の南側●●●m位に位置しており、自己用住宅を計画している土地になります。立地の基準につきましては、用途区域内であるため3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅を予定しております。

申請事由ですが、現在の借家が手狭になったことから、新たに住宅を建設するために、譲渡人と土地譲渡について合意となったことから、申請を行うものです。資金計画は整っており、隣接地に農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地は●●●●として耕作されていた畑で、現在は●●●の木は伐採され柵だけが残されている状況でした。

次に、7についてご説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●字●● ●●●番● ●●●㎡で、●●●●●から東側に●●●m位に位置しており、●●●●●所有の土地を借りて自己用住宅を計画している土地になります。

立地の基準につきましては、中山間地に介在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅と小屋の建設を予定しております。

申請事由ですが、現在実家に同居しているが、●●が所有する土地を借り、安定した生活を送るために、新たに住宅と小屋を建設するために、譲渡人と賃貸借について合意となったことから、申請を行うものです。

面積が500㎡を超えておりますが、進入路●●●●●㎡を含んでいるためでございます。

資金計画は整っており、隣接地に耕作農地はありませんでした。現地を確認したところ、申請地は

不耕作農地でした。以上でございます。

事務局（小川主幹）番号８番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●●●●●●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年、平成●●年に相
続により取得した土地です。

申請地は、●●●●の南側約●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場用地でございまして、譲受人は、申請地の向かいの土地に新工場を建設中であり、新工場を稼働するにあたって募集する従業員用の駐車場として申請地を利用したいと申請されました。

駐車台数としては16台を計画しております。また、隣接に農地がございますので、耕作の方の同意書が添付されております。現地は保全管理されておりました。以上です。

事務局（高野主事）続きまして、私からは番号9について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑2筆 計●●●㎡で、平成●●年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から南東に約●●●mの地点にあります。本申請地は農業振興地域区域内の農用地でしたが、令和●年●月●日付で除外の決定を受けております。

[illegible]

権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っております。

現地を確認したところ、不耕作の状態でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1から番号4まで、最初に1番から意見申し上げます。番号1ですが、先ほど4条案件で出ている件になります。概要については、事務局の説明の通りで、今回この駐車場の部分ですね、ちょっと先ほどちょっと経緯が出ましたけれども、建物と駐車場が別経営というか、あの地代のもらい方が、建物とアパートということで、分けて親族経営でやるというようなお話でございます。そんな感じで、特に問題がないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして2番ですが、ちょっと案内図を見ていただきますと、この道側から奥に入ったところに建物が現状は建ってるんですね。ここが建物の前は耕作している状態です。ちょっと気になったのがこの右上、案内図からみると右上の道側なんですけど、ここに防火水槽があったような気がしたんですけど、ちょっとそれがちょっと気になりました。それで建物が壊すということで始末書も添付してあるということで、これもやむを得ないのではないかとこのように判断いたしました。

続いて3番なんですけれども、概要について説明は事務局の通りです。これは案内図で見る通り、現況で言いますと、建築がストップしている状態です。案内図奥の方が今回引っかかっている場

所でございます。ちょっと気になってる点といいますと、前もこういう案件が出てきていることがあったと思うんですけども、これを途中でストップするっていうのは違反になるわけなんですけども、この建築を始める前の段階でこれが発覚というか、わかるような流れになった方が、途中でストップされると施主さんも困ると思いますし、どっかでこういう形で申請していかなければ通らないと思いますので、なんかそういうどっかでチェック機能が早めに発覚できるような機能にさせていただく方が、いいかなというように感じました。

はいそれで次すいません4番です。4番については、ここも説明は事務局の説明の通りです。

現況を見てみると、ちょっと木が生えてて農地パトロールのときには多分黄色判定赤に近い黄色判定だったと思います。農業を長年していないということでやはり、場所的に3種農地ということもありまして、やむを得ないかなというように現況を見て判断いたしました。以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番新井です。番号5から7番続いて発表させていただきます。まず事務局の方のご案内の通りです。まず5番については、駐車場ということで、取得ということで、ここは隣の畑が住宅用地ということで前々回ぐらいご案内したと思うんですが、その隣に航空写真の方で写ってるんですが隣の家の駐車場として取得したいというようです。何の問題もないのかなというふうに思います。

それと、6番の農地なんですが、ここも住宅用地として取得という事で、なんの問題はないかなというふうに思います。

番号7については、面積が大きいということで進入路ということの説明がございました。何ら問題はないかなと思います。事務局のご案内の通りでございます。皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

12番 井原 愛子 12番井原です。番号8について、説明します。概況は事務局の説明のとおりになります。以前にもこちらの方は、新工場設立だったり、駐車場の案件で担当した事があったのですが、今回新工場の為の従業員駐車場ということで、近辺の農地の持ち主の承諾を得ていて致し方ないかなと思いました。皆様のご審議をお願いします。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。番号9について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。譲受人の綿貫さんが、今、●●●●に住んでおられるということで、●●歳。●●●●●●●●●●が譲渡人の●●さんという関係で、今回土地を購入し、住宅を建てるとのことです。当該農地は現在、草が生えていまして、不耕作地です。進入路を隔てて実家のすぐ裏という事で、特に問題はないのかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

3区 小久保 健司委員 3区小久保です。教えてもらいたいと思うんですけど、番号8、契約の内容で賃借権設定とありますけど、どんな内容か、言える範囲で結構でございます。

事務局（小川主幹） 契約としては賃借権の設定ということになっております。期間としては●●年間です。金額については、書類に記載が無いため、わかりません。

3区 小久保 健司委員 はい、わかりました。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

暫時休憩とします。再開は3時20分といたします。

・・・休憩・・・

議案第31号 農用地利用集積等促進計画の意見について （4件）

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第31号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題とします。本案番号2につきましては、●●番●●●●さんが貸付人となっており、議事参与の制限に当たる案件となりますので、まず番号1、番号3、番号4を審議しその後番号2を審議いたします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明いたします。番号2については、分けて後ほど説明いたします。

まず番号1について説明します。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和7年6月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

農地の利用権設定は、農地所有者と耕作者の相対で契約を結ぶ方法と、農地所有者と耕作者の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入り契約を結ぶ方法がありましたが、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年4月1日から、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を入れる賃借契約方法である農地利用集積等促進計画に一本化されました。

なお、令和7年3月31日に改正法の経過措置の期間が終了しましたため、今後、農地の貸借に関しましては、農地法第3条による貸借のほか、「促進計画」のみとなります。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の5ページをご覧ください。

申請地は、●●●●字●●畑1筆●●●㎡です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●から北西●●●m付近に位置しております。

利用権を設定する期間は、令和7年8月1日から3年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●●や●●●●●を栽培する予定です。賃料は議案書に記載されているとおりです。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人は農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、耕作状態となっておりました。

次に番号3と番号4について説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により秩父市が農用地利用

集積等促進計画を定めるにあたり、令和7年6月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。農地利用集積等促進計画については、先ほどご説明したとおりです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の6ページと7ページをご覧ください。申請地は、番号3が●●字●●畑 2筆 合計●●●●㎡で、番号3が ●●字●●畑 1筆 ●●●●㎡の内●●●●㎡です。 案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●から北西●●●●m付近に位置しております。

番号3、番号4ともに、利用権を設定する期間は、令和7年9月1日から10年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●と●●を栽培する予定です。賃料は議案書に記載されているとおりです。 現地を確認したところ、耕作状態となっておりました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。ご説明申し上げます。先日、担当委員、私と推進員の齊藤さんと現地を確認しました。番号1ですが、農地は●●●㎡、貸付人が●●歳、長年この畑を何も作らないでいた農地でありますから、作ってもらって、ありがたいと言っていました。借受人は、●●の方で現在住んでおりますが、●●歳です。まだ若いので、●●●と2人で来て週3回ぐらい来て、農作業をやっております。特に問題はないかと思うんですが。

次に番号3、4を説明します。これは●●の土地改良がまだ終わっていないので、U字溝の布設、道路の引き直し等を、それと、3番、4番、2番、今回土地改良したんですが、石が多いので、客土を入れました。それが、3番、4番が、2筆●●●●㎡、●●●●㎡のうち●●●●㎡、それに対しても、客土を入れて、耕作となっております。3番、4番も石が多い畑なので、2番3番4番にはまとめまして、●●、●●を播種する予定です。利用権は、10年で●●●●円です。現地の確認したところ、耕作状況になっておりました。特に問題がないかと思うんですが、よろしくお願い申し上げます。

4区 齊藤 稔推進員 4区齊藤です。今黒沢さんから説明があった通りです。1番についてですけども、1番はいろいろな野菜が植わってありまして管理されています。番号3と4についてですけども、●●●●●●●●内の土地でありまして、すでに耕運されてまして、すぐにでも作付けできるような状態でした。問題ないかと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等はありませんか。

3区田口 徳行委員 はい、3番田口です。お尋ねします。一般社団法人●●●●●●●と賃貸借ということですけども、面積が多いんですけども、どんな会社というか、どんな組織で今まで活動されているか教えていただければと思います。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。こちらの借受人は、●●●●●●●に会社がありまして、これまでも●●の農地を中間管理で借りている実績があります。過去の借りた農地につきましても適切に管理されており、かつですね、●●●●●の農業委員会へ問い合わせをしまして、●●●●●における経営状態というところを伺っても、適切に農地を管理されている法人とい

う事でした。以上です。

3区田口 徳行委員 ありがとうございます。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

5区新舟 文男委員 5区新舟です。1番なんですけども、3年という利用権なんですけども、これは、短いような気がするんですけども。通いなんだからですか

事務局（川上主任） この期間については、通いだからというよりは、様子を見ながらということでは、借受人と貸付人の中でお話をした結果となっております。一般的に問題がなければ更新していく可能性もあると思います。

議長（横田 友会長） よろしいですか？ 他にご質問はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号番号1、番号3、番号4について市長からの申し出の通り、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

次に議案第31号、番号2を議題といたします。●●●●におかれましては退席をお願いいたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 番号2について説明します。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の6ページをご覧ください。申請地は、●●字●●畑1筆 ●●●●㎡です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北西●●●●m付近に位置しております。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間で、設定する権利は賃借権となっております。作付計画では●●と●●を栽培する予定です。賃料は議案書に記載されているとおりです。

現地を確認したところ、耕作状態となっております。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。事務局の説明のとおりでございます。畑●●●●㎡、同じく土地改良をした農地でございます。ここも同じく石が多い畑で、●●の方から客土をしました。作付けは●●と●●を栽培する予定でございます。現地を確認したところ、耕作状況になっておりました。現地を確認したところ、私が見たところでは、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします

4区 齊藤 稔推進員 4区齊藤です。2番についてですけれども、先ほどの3番・4番と同じ●●●●●●●●内の土地でありまして、特に問題もないので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。ご意見等ございますか。

3区 小久保 健司委員 今説明して、●●の方からの客土ということなんですけど、土地改良とこれ客土、埋め土の件とどうなんですか。

8番 黒沢 昌治委員 客土は、●●の山の赤土です。

事務局（川上主任） 土地改良事業の一環で●●●全体に土地改良、農地を完成させる上で土を入れているものという伺っております。

3区 小久保 健司委員 土地改良なら客土とかさ、一般的によくわからないんだけど、埋め土ですね。その違いというのはよくわからないんですけど。

8番 黒沢 昌治委員 これ県の仕事だったので、なかなか振興センターが、石が多くて、なかなか返事してくれなかったんですね。それで土地改良が遅くなっちゃったんです。地元では最初っから客土を入れた方がいいって言ったらしいんですけどね。

（休憩を言う人あり）

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご意見ございますか

5区 高田 忠一委員 今の件については、今議長の言った通りでわかりましたので、後で先ほどの件については、実際にどうなのかと。県の方が来て説明していただいてもいいし、どっかで、事務局が聞いて私達がよくわかるようにご説明いただければ。よくわかるというのはすっきりするように、うやむやじゃないっていう。県がやれば何でもいいんだとうちらの価値がなくなる部分もよくこの会議に出てくるんで、こっちが反対したのに向こうがOKになっちゃった。県に行ったらOKなっちゃった事例が過去にあったような気がするように、ちょっと頭の中よぎった。ぜひよろしくをお願いします。

議長（横田 友会長） はい、心がけておきます。それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号番号2について、市長からの申し出の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。●●委員におかれましては、席にお戻りください

議案第32号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

議長（横田 友会長） 議案第32号農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（笠原主査） 番号1について説明します。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●の南東約●●●メートルに位置する土地で、●●●字●●畑1筆 ●●●m²で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

本件は、この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について 申し出があり、●月●●日に担当委員の皆さんと現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、

次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

周囲の状況からみて、その土地を農地として 復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。この2点により、現地調査を行いました。

申請地は約●●年前に申請人が相続した土地ですが、申請人の住所から離れてポツンと1筆だけあることもあり、申請地を所有している認識もなく、全く管理されておりませんでした。現在では、北側に隣接している●●●に侵食され、農地の1／3程度は川側へ崩れており、全体的に雑木が繁茂している状況です。一部、隣接の住宅に雑草などが侵食してこないように、隣接の所有者が草刈り等をされていたとのことです。

なお、直近の農地パトロールでは耕作中となっておりますが、●●地域の地域性を考慮し、農地を一部でも耕作していると見受けられる農地については、できる限り耕作中と判断しているもので、農地全体で考えると黄色判定としても問題ないのではないかと思います。

また、隣接は他人所有の土地であり、赤道等の進入路もないような状況であることから、申請人が農地として管理することは困難であると思われます。以上のことから、本申請地 については、山林化していることや周囲の状況から、農地に復元しても営農は困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。1番について意見を申し上げます。内容は事務局の説明の通りです。先日笠原主査さんと推進員の岡田さん、それから推進員の高田さんと、4名で現地を確認しました。所在地はですね、入ったところは一部平な所はあるんですけど、ほとんどの場所がかなり急な斜面でした。畑の境あたりに50年以上のケヤキの太い木が2本ばかり植わってまして、かなり生い茂っています。平らな所も太い根が侵入してきまして大変だなと思いました。農地の先にはですね、何ですかね、川のところから垂直に上がってきて崖になっている所です。覗いても怖いような場所でした。一部が崩落してるようでした。畑への再生はとても困難かなと私は思いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5区岡田 英幸委員 5区の岡田です。現地を確認しました。この農地につきましてはですね、私が担当した地区でございます。一応ですね、青判定ということにしたんですけど、こちらについてはですね、一応草刈りの方がしてあったんですよ。それなんで、青という事で判定しました。しかしながらですね、ここに行ってみると、写真を見てもらえばわかるようにですね、この地区は釜の上という地区です。事務局から先程説明があったかと思いますが黄色判定でも問題ないかと思います。あとですね、こちらの方の所有者につきましてもですね、この方は、ずっと事務系の仕事をしてきた方ですね、農業に全然携わったことがないという事を聞いてます。また、後継者につきましても、もう今現在、こちらの方にいませんのでそちらの方の耕作が無理だと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

5区高田 忠一委員 5区の高田です。先程、事務局の言った通りで、草を刈ったのは隣の人が困って草を刈ったような感じで、よく見れば、もうケヤキの根がそうだな、20はないけど、10センチ以上のケヤキの根が出ているような状態で、草を刈ったというより、その場所は、シノが生えているんです。もうシノが一带なってそんな状態で、何を植えることもできないかなということで、まあやむを得ないかなというふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

7区豊田 恵男委員 7区豊田です。今の案件なんですが、航空写真を見ますと、その側に人家があるように映ってるんですが、この人家は住んでるんでしょうか。でこれを農地除外した場合、山だから手入れしないっていう地主、隣はどうなりますか。このまま山林扱いして農地除外した場合に、ほっとかれたら、この人家の人に迷惑かかるんじゃないですか。

事務局（笠原主査） 事務局からよろしいですか。実は隣の草刈りをしてた人家の方がもう農地としては管理はできないけども、山林としてであれば、今と同じように管理するということで、当事者間と話がまとまりつつあるということでお話を伺っておりますので、山林に農地除外して、その後この隣接するお宅の方が今までと同じように管理するということでお話がどうやらできてるようですので、その辺りは問題ないかと思います。

7区豊田 恵男委員 ただ大木なんかはどうしますか。大木は更に大きくなりますよね。草は毎年刈ってるでしょうけど、木が生えてるっていうことなので。

5区高田 忠一委員 太いケヤキが境目みたいに1本あって、人家のずっと川沿いに太い木があってその木を枯らしちゃうと、そこ崖崩れになっちゃう。それから、反対側にもう1本太いケヤがあるんですけど、それはかなり下から生えているんで、それが今の土地の部分に、逆に木は覆いかぶさってはいますけど、その土地そのものには何も。それ以外土地側にはそんなに太い木、まあでも20センチはないかなあるかのような木なんだけど、あれは別にチェーンソーで倒そうと思えば簡単に倒すとかはできます。

7区豊田 恵男委員 じゃあ大木は土留めという事で大丈夫ですね。ありがとうございました。隣の人に草刈りをちゃんと毎年やってもらうように、農地パトロールでよく見てくださいね。

議長（横田 友会長） 他にご意見は

3区小久保 健司委員 3区小久保です。今崩れだしてるっていう話なんですけどこれ境界はちゃんとしてるわけですね

事務局（笠原主査） 実際のところ境界がどこまで川がどこまでっていうのは、ちょっと不透明なところがあったので、どこまでがこの申請地なのかもわからないぐらいに川の方に崩れちゃっているような状況でした。

3区小久保 健司委員 境界ははっきりとはわからない

5区高田 忠一委員 落ちちゃっている。そんな所はいっぱいありますよ。全然無くなっている。隣の●●地区なんかは、一切無くて、農地調査に行って、申請した方がいいよねって所がある、そういう所です。

（休憩を言う人あり）

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にご意見ございますか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しない

ものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

議案第33号上程 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

議長(横田 友会長) 議案第33号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長 農業委員、最適化推進員の皆様には、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進にかかる活動を実施していただいております。

この最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について法第37条の規定により公表しなければならないとされており、秩父市農業委員会では、国への報告の他、ホームページに掲載しております。

この3月にご審議いただきましたのが、令和7年度の活動の目標となり、今回ご審議いただきますのが、令和6年度の活動の実績となります。お手元に令和6年度の活動報告を案として作成し、お配りしております。この中でポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況 を記載しております。

2ページから、Ⅱ最適化活動の実施状況として、それぞれの活動に対する実績が記載されております。2ページ目の中段に、(1)農地の集積の実績が記載されておりますが、概ね目標に近づける活動ができましたが、その他の活動につきましては、目標への達成状況は難しかった状況です。

3ページ目 中段には、その他として、農地パトロールと農地の利用意向調査の実施時期、農業委員会の点検結果を記載しております。

4ページ目 2最適化活動の活動目標でございますが、活動強化月間の設定回数、5ページ目の新規参入相談会への参加回数につきましては、目標を達成することができました。

5ページ目下段でございますが、目標の達成状況の評語、推進委員等の点検・評価結果につきまして、別表に基づく評価の点数により判定された結果を記載しております。

最後に6ページ目でございますが、Ⅲ事務の実施状況として、総会・部会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務の件数等を記載しております。

ちなみに令和5年度の実績と比較しますと、3条の許可処理件数は、●●件増えている状況です。

以上が、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての説明となります。この案で公表することをご承認いただきますようお願いいたします。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号について、事務局の案の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年第6回定例総会を閉会いたします。